

別冊第十二

昭和十六年二月六日連絡會議決定

泰佛印國境紛爭調停要領

「タイ」佛印國境紛争調停要領（覺）

昭一六、二、六
大本營政府連絡懇談會決定案

一 調停ノ形式
佛ヨリ一方的ニ失地ヲ返還スルノ形式トセス「タイ」ヨリモ若

干讓渡ヲナサシメ以テ互讓ノ形式トス

二 調停基礎案

別紙ノ通り

三 帝國ノ保障
(イ) 佛印國境ノ靜

一「タイ」佛印國境ノ靜

證ノ保障
帝國ハ東亞共榮圈ニ於ケル指導的地位ニ鑑ミ「タイ」佛印間

新條約ノ規定ノ遵守及「タイ」佛印兩國ノ靜謐ニ保障ヲ與

フヘク右保障者タルノ地位ヲ佛「タイ」兩國ヲシテ容認セシ

ム

(ロ) 帝國委員ノ署名調印

其爲帝國ハ其調停委員ヲシテ今次締結セラレヘキ「タイ」

印國境ノ調整條約ニ關スル保障宣言ニ署名調印セシム

(ハ) 保障義務ノ履行ニ必要ナル諸般ノ便宜ヲ供與セシム（祕密

換公文）

四
 (一) 國境ノ劃定ニ關スル混合委員會ニ對スル帝國ノ參加
 (二) 佛、イ、タ、イ、ラ、兩者ヲシテ第三國トノ間ニ軍事的政治的協力ニ關
 スル約東ヲナササルコトヲセシム(祕密交換公文)

調停基礎案（國境調停ニ關スル件）

佛側ニ對スル折衝案（一九〇四年二月十三日暹羅國「フランス」國間
 域）（第一案）

條約第一條及第二條ノ規定ニ依リ佛領印度支那ノ領域ニ編入セ
 ラレタル「メコン」河右岸ニ位スル「ルアン」・「ブラバン」地方
 全部及「バクセ」地方ノ全部

但シ「バクセ」地方ノ「トレン」・「サツブ」湖ニ接屬スル三角地
 域ノ一部ヲ除外ス

（第二案）前記「ルアン」・「ブラバン」地方全部及「バクセ」
 地方ノ中「メコン」河ノ右岸ニ位スル部分ヲ除ケルモ

（第三案）前記「ルアン」・「ブラバン」地方全部及「バクセ」
 地方ノ中「メコン」河ト「フオス」カムボヂヤ」國境線トニ
 圍マレタル部分

ニ 泰側ニ對スル折衝案（泰ヨリ佛印ニ歸屬セシムヘキ地域
 （第一案）從來「タイ」佛印間ニ紛争中ノ「メコン」河内ノ
 島嶼全部及河成層全部及「アラ」ンヤ」附近突出部

（第二案）前記「メコン」河内ノ島嶼及河成層全部

（第三案）前記「メコン」河内ノ島嶼及河成層ノ若干部分

（第四案）前記ノ分割案ノ外「ルアン」・「ブラバン」ニ於ケル

「チーグ」伐採權ヲ佛ニ與フルコトヲ考慮ス
 我方提出案
 前記一及ニ依リ兩者ノ腹ヲ探リタル上適宜作成ノ上提出
 シ早キニ及ンテ妥結ニ導クコト

第一條 「タイ」國佛領印度支那間國境ノ靜謐及調停ニ
 關スル「タイ」國「フランス」國間條約ノ骨子
 第二條 及第三條 「タイ」國佛印間友好關係恢復ヲ規定ス
 第四條 ハ交換地域ノ住民ノ國籍取得竝ニ行政機關又ハ公私有財產
 ノ撤退其他ニ關シ規定ス
 第五條 ハ新國境間ノ非武裝地帶設置ヲ規定ス
 第六條 ハ新國境劃定ノタメ混合委員會ノ設置及右ニ對スル日本委
 員ノ參加ヲ規定ス
 第七條 ハ本條約ノ規定ノ解釋又ハ運用ニ關スル紛争ノ解決竝ニ日
 本ニ對スル本條約ノ規定ノ解釋又ハ運用ニ關スル紛争ノ解決竝ニ日
 第八條 ハ本條約ト兩立セサル佛「タイ」間條約ノ廢止ヲ規定ス
 第九條 佛「タイ」文ニ相違アル場合日本文ニヨルコトヲ規定ス
 第十條 批准書ハ二ヶ月以内東京ニ於テ交換セラレヘキコトヲ規
 定ス

條約遵守及國境靜謐ニ關スル帝國ノ保障竝ニ右
 帝國ノ保障ニ關スル便宜供與
 利用ニ關スル所要ノ便宜供與ヲ三國ニテ署名調印シ竝ニ右保障業務ノ
 テ規定ス
 以上ノ外新國境劃定ニ關スル混合委員會ノ構成、任務、費用等ニ
 關スル覺書ヲ作成ス

別冊第十號

昭和十六年七月二十九日 德意志新聞ニテ

印 共 同 防 衛 三 日 誌 定 義

七月二十九日附加議大更替「タルラン」副總理

以警翰署上致候原者本日附ヲ以テ貴我兩國政府間ニ署名セラレタ
ル該定警ニ請シ本使ハ閣下ニ請シ左記提議ニ該スル「フランクス」
國政府ノ同意ヲ本使ニ請シセラレシコトヲ要請スル
「フランクス」國政府ハ日本國ニ對シ左記宿置ヲ取ルノ請限ヲ請

イ、必發數ノ日本國皇家、諸將及兵艦隊ノ南亞印度支那ヘノ派

ロ、トシエムレ、トビエ、トブ、トベ、トイ、トウ、トツ、トナ、トニ

ハ、日本軍ハ前記各通ニ於テ所要ノ施設ヲ為スベシトシテノ便用

別ノ自由ヲ客認セラベシ向蒙ニ右軍ハ其ノヲ與ヘラレ且行動

ニ「フランクス」國政府ハ前記各通ニ於テ所要ノ施設ヲ為スベシトシテノ便用

ニ從ヒ日本

國軍ニ對シ必要ナル通貨ヲ提供スベシ本年ニ付テハ右通貨ノ額
 八二三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、
 五〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、
 ノ諸議定ニ依リ規定セララルトキニ達スベク右額ハ從前
 セラルベキ通貨ヲ含マザルモノトス
 日本國政府ハ前記通貨ニ付テフランス國政府ノ選擇ニ依リ
 自由ニ、米弗又ハ金ヲ以テ交換ヲ爲スノ用意アリ
 三、フランス國政府ハ前記日本國軍ノ進駐ノ大綱ヲ承認シ且印
 度支那トノ不慮ノ衝突ノ發生ヲ回避スル爲一切ノ有效ナル措置
 ヲ執ルベシ

三、日本國軍ノ行動ニ關スル細目ハ現地ニ於ケル日本國軍及海軍
 當局同ニ協議決定セララルベシ
 本國ハ茲ニ重ホテ閣下ニ向ツテ敬意ヲ表シ候
 昭和十六年（一九一一年）七月二十九日「グアイシー」ニ於テ

ニ七月二十九日附「ダララン」副總理
 加藤 外 松 （署名）

以聖勳等上表儀者本日附「ダララン」副總理
 加藤 外 松 （署名）
 議定書ニ關シ本大臣ハ閣下ガ本日附「ダララン」副總理
 閣下ニ對シテ御送付相成且左ニ再
 セラルル書翰ニ包含セララル是誠ニ貴スル「フランス」國政府

ノ同意ヲ閣下ニ確認スルノ光榮ヲ有シ候
 本大臣ハ茲ニ重ホテ閣下ニ向ツテ敬意ヲ表シ候
 千九百零一年七月二十九日
 ダ
 ヴ
 イ
 シ
 ー
 ニ
 於
 テ
 (署名)

別冊第十九

昭和十六年十一月五日御前會議決定

（印）

對米甲案及乙案

(一) 通商無差別問題 甲

九月二十五日案ニテハ到底妥結ノ見込ナキ際ハ「日本國政府ハ無差別原則カ全世界ニ適用セラハルルモノナルニ於テハ太平洋全地域即支那ニ於テモ本原則ノ行ハルルコトヲ承認ス」ト修正ス

(二) 三國條約ノ解釋及履行問題
我方ニ於テ自衛權ノ解釋ヲ濫リニ擴大スル意圖ナキコトヲ更ニ明瞭ニスルト共ニ三國條約ノ解釋及履行ニ關シテハ從來屢々説明セル如ク帝國政府ノ自ラ決定スル所ニ依リテ行動スル次第ニシテ此ノ點ハ既ニ米國側ノ了承ヲ得タルモノナリト思考スル旨ヲ以テ應酬ス

(三) 撤兵問題 (A) 本件ハ左記ノ通り緩和ス

支那ニ於ケル駐兵及撤兵
支那事變ノ爲支那ニ派遣セラレタル日本國軍隊ハ北支及蒙疆ノ一定地域及海南島ニ關シテハ日支間平和成立後所要期間屯スヘク爾餘ノ軍隊ハ平和成立ト同時ニ日支間ニ別ニ定メラ
ルル所ニ從ヒ撤去ヲ開始シ治安確立ト共ニ二年以内ニ之ヲ完了スヘシ
(註) 所要期間ニ付米側ヨリ質問アリタル場合ハ概不二十五

(B) 佛印ニ於ケル駐兵及糧兵
 年ヲ目途トスルモノナル旨ヲ以テ應酬スルモノトス
 日本國政府ハ佛領印度支那ノ領土主權ヲ尊重ス現ニ佛領印度
 支那ニ派遣セラレ居ル日本國軍隊ハ支那專變ニシテ解決スル
 カ及ハ公正ナル極東平和ノ確立スルニ於テハ直チニ之ヲ撤去ス
 ヘシ
 尙四原則ニ付テハ之ヲ日米間ノ正式交渉項ヘ了解案タルト
 又ハ其ノ他ノ聲明タルトヲ問ハス一中包含セシムルコトハ
 極力回避スルモノトス

乙案

- (一) 日米兩國政府ハ孰レモ佛印以外ノ南東亞細亞及南太平洋地域ニ
- (二) 武力的進出ヲ行ハサルコトヲ確約ス
- (三) 日米兩國政府ハ領印度ニ於テ其ノ必要トスル物資ノ獲得力保
- 障セララル様相互ニ協力スルモノトス
- (三) 日米兩國政府ハ相互ニ通商關係ヲ齎産凍結前ノ狀態ニ復歸スヘ
- シ
- (四) 米國政府ハ所要ノ石油ノ對日供給ヲ約ス
- 米國政府ハ日支兩國ノ和平ニ歸スル努力ニ支障ヲ與フルカ如キ
- 行動ニ出テサルヘシ
- (一) 必要ニ應シ本取極成立セハ南部佛領印度支那駐屯中ノ日本軍
- ハ北部ニ移駐スルノ用意アルコト並ニ日支間和平成立スルカ
- 又ハ太平洋地域ニ於ケル公正ナル平和確立スル上ハ前記日本
- 軍隊ヲ撤退スヘキ旨ヲ約束シテ差支ナシ
- (二) 必要ニ應シテハ甲案中ニ包含セララル通商無差別待遇ニ關ス
- ル規定及三國條約ノ解釋及履行ニ關スル規定ヲ追加挿入スル
- モノトス